

固定資産の縦覧と閲覧を行います

☎ 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線136、140)

令和2年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧と、課税台帳(名寄帳)の閲覧を行います。

- ▶ **期 日**
- 縦覧の場合 4月1日(水)～6月1日(月)
- 閲覧の場合 4月1日(水)～
- ※どちらの場合も、土日祝日は除く
- ▶ **時 間** 8時30分～17時15分
- ▶ **場 所** 税務課窓口
- ▶ **その他**
- 縦覧・閲覧ができる人は、固定資産税納税者などに限られます。
- 納税者本人以外が申請するときは、本人からの委任状が必要です。
- 閲覧には、本人確認ができる身分証明書(運転免許証など)が必要です。
- ▶ **縦覧・閲覧の役割**
- 土地または家屋を所有する納税者は、縦覧帳簿で所有する資産と同一区内にある土地の評価額または家屋の評価額とを、比較することができます(土地のみの所有者は土地についてのみ、家屋のみの所有者は家屋についてのみ縦覧が可能です)。
- 課税台帳(名寄帳)の閲覧で、所有する固定資産(土地、家屋、償却資産)を確認することができます。

食生活改善推進員養成教室生募集

☎ 健康福祉課 ☎ 687-1530(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線166)

栄養・衛生・運動そして調理実習を取り入れた教室です。食を通じた健康づくりについて、一緒に考えて学んでみませんか？

養成教室には託児室も設けますので、お子さん連れでもお気軽に受講できます。なお、託児数に限りがありますので、申し込み多数の場合は相談させていただきます。

教室終了者は、須恵町食生活改善推進員として活動します。須恵町食生活改善推進員とは、生活習慣病予防、高齢者の低栄養予防、子どもの食育など、食を通じた健康づくりの活動をしているボランティア組織です。現在170人の推進員(ヘルスメイト)が活動しています。

- ▶ **開催日** 6月～令和3年3月の第3水曜
6月10日(水) 開講式
- ※6月、10月、令和3年2月は、第2水曜に開催する予定です。
- ▶ **時 間** 10時～14時
- ▶ **場 所** 保健センター 2階
- ▶ **対象者** 町内在住者 20人
- ▶ **受講料** 無料
- ▶ **申込締切** 5月18日(月)まで
- 詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

連休中のごみ収集などについて

☎ 地域振興課 ☎ 932-1438(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線217)

5月2日(土)～6日(水)の間のごみ収集などは、次のとおりです。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ▶ **ごみ収集** 上記期間中も通常どおり行います。
- ▶ **クリーンパークわかすぎ(粗大ごみ)の自己搬入** 上記期間中はお休みです。
- ▶ **環境美化集積所(草木の搬入)** 5月3日(日)は通常どおり受け入れれます。5月6日(水)はお休みです。
- ▶ **役場リサイクルボックス** 5月3日(日)は通常どおり受け入れれます。5月4日(月)～6日(水)はお休みです。
- ▶ **し尿くみ取り業務** 上記期間中はお休みです。

高齢者を対象とした医療制度説明会を中止します

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線116)

新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止のため、次の説明会を中止します。

- ▶ **対象となる説明会**
- 70歳到達予定者のための医療制度説明会
- 後期高齢者医療説明会
- ▶ **日 時** 4月24日(金)
- ▶ **対象者** **70歳到達予定者のための医療制度説明会** (国民健康保険加入者のみ)
昭和25年4月2日～昭和25年5月1日生まれの人
後期高齢者医療説明会
昭和20年5月1日～昭和20年5月31日生まれの人

在宅高齢者への支援サービスについて

☎ 健康福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線125)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、次のとおり在宅高齢者支援サービスを行なっています。※サービスを利用するには、原則として事前申請が必要です。また、利用を希望するサービスによっては、調査を受ける必要があります。

内 容	要調査	対象者	利用回数	支給金額・利用料
食の自立支援サービス(配食サービス) 自宅に弁当を配達し、安否確認を行います。	●	65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、調理をすることが困難であり、介護保険サービス利用者または重度の障害がある人	週7食を限度	補助額(1食当たり250円)を超えた額は自己負担
緊急通報システム 緊急通報装置を貸与して緊急時における連絡手段を確保します。	●	70歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で心身の障害や疾病などがあり、定期的に安否確認が必要な人	—	電話の基本料金・通話料金
介護用品(紙おむつ)給付 常時おむつの必要な在宅の高齢者に、紙オムツなどを給付します。	●	65歳以上の在宅の高齢者で、介護認定において要介護度3以上または重度の障害があり、常時おむつが必要な人	—	非課税世帯： 上限5,000円/月 課税世帯： 上限3,000円/月
高齢者等住宅改造費助成 高齢者に配慮した住宅に改造する場合、改造費用の一部を助成します。	●	要介護者・障害がある人など、町県民税非課税世帯で、介護保険の居宅住宅改修費の支給額を上回る場合	1世帯当たり1回	30万円を限度に支給
はり・きゅう施術料補助 はり・きゅう施術費の一部を助成します。	●	65歳以上	月4回を限度	1回当たり施術費の半額で、限度額1,500円
介護手当 ねたきり状態にある高齢者を常時介護している人に対して介護手当を支給します。	●	居宅でねたきり状態にある要介護4以上の人(65歳以上)を常時介護している同居のご家族	—	1万円/月
徘徊高齢者探してメール 徘徊のおそれのある高齢者をあらかじめ登録し、行方不明となった場合に検索メールを配信します。	●	認知症により徘徊のおそれのある高齢者など	—	—

骨髄などを提供したドナーへ助成金を交付します

☎ 健康福祉課 ☎ 687-1530(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線165)

骨髄バンクは、ドナーの善意で提供いただいた健康な骨髄や末梢血管細胞の移植によって、治療が困難な白血病などの血液疾患の患者を広く公平に救うことを基本理念としています。骨髄ドナーなどに対し、次のとおり助成金を交付します。

- ▶ **対象者**
- ①骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、令和2年4月1日以降に骨髄などの提供が完了し、証明する書類の交付を受けた人
- ②骨髄などを提供した日および申請日に、須恵町の住民基本台帳に記録されている人
- ③ドナー休暇制度(骨髄などの提供に特化した有給休暇)を設けている企業または団体に属さない人
- ▶ **助成額**
骨髄などの提供による通院または入院の日数×2万円(上限額14万円)
※申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

ドナー登録から提供までの流れ

